



あゆみだより

社会福祉法人豊橋市福祉事業会 豊橋あゆみ学園

今年はなかなか梅雨があけなくて、夏本番が来てくれないですね。気温の変化もあり、体調をくずすお子さんも目立ちます。水分補給や食事・休養に気をつけて、夏の遊びを楽しみましょう！

8月の予定

- 8日(土) タベのつどい
- 9日(日)～16日(日) なつやすみ
- 20日(木) 避難訓練
- 24日(月) 誕生会
- 26日(水) 分離保育 もも組

職員出張

- 5日(水) 豊田市 黒柳
- 17日(月)PM 乳児院 北村
- 26日(水)AM 豊橋養護学校 北村



おたんじょうび おめでとう

- 3日 りゅうとくん 3歳
- 12日 ゆうたくん 3歳
- 18日 りおちゃん 2歳

外来保育

- Aグループ 佐藤
5日(水)・19日(水)・28日(金)
- Bグループ 石田
18日(火)・24日(月)

* 実習生

- 8/3～8/7 愛知教育大学 3名
- 8/6～9/14 日本福祉大学 2名
- 8/17～9/1 中部福祉専門学校 1名
- 8/24～9/4 創造大学 1名

* ボランティア

中部福祉専門学校、中学校・高校の生徒さんが大勢みえます。よろしくお願ひします。

お知らせ

補装具・日常生活用具の支給について

身体障害者手帳をお持ちのお子さんは、その手帳の等級により身体機能の補完、または代替する用具として**補装具**が支給されます。お子さんの車椅子やバギー、そのほか立つ練習のための短下肢装具、座位保持装置(姿勢を整えて座る椅子)、歩行器等を製作していますが、この支給制度を使い製作をしています。費用の自己負担額は、原則一割となります。しかし所得に応じて月額負担上限が設定されています。



またこれとは別に**日常生活用具費**の支給制度があります。これは在宅の障害を持つ方が、支障なく日常生活をおくることができるようにするための用具に対する制度です。日常生活用具には、様々なものがあります。

例) 特殊寝台・便器・入浴補助用具・電気式たん吸引器・頭部保護帽・ストマ用具(代替の紙おむつを含む)

当園では、紙おむつや頭部保護帽をこの制度で支給されている方が多いと思います。自己負担額は補装具と同様費用の原則一割となり、所得に応じての月額負担上限が設定されています。



補装具・日常生活用具ともに支給額がそれぞれ決まっており、それ以上の値段の物についての差額は自己負担となります。補装具、日常生活用具ともに、各市町村により支給の条件や申請方法が異なる場合が多いので、支給を希望される方は、一度役所でお子さんがどのような物が支給の該当となるのか、支給の条件はなにか、また申請はどうすればいいのかを聞いていただくと良いと思います。補装具の場合は医師の意見書、日常生活用具の場合も一部医師の意見書が必要になります。(希望する物により整形外科・小児科・耳鼻科の主治医の先生の意見書が必要です。)整形外科医師の意見書については、あゆみ学園でも診察時に書いていただけますのでご相談下さい。



おめでとうございます！

ばなな組のつばきちゃんに、6月23日妹がもうひとり増えました。名前は柚月(ゆづき)ちゃんです。また会える日が楽しみです。